

東京都中小企業従業員融資の融資利率の引き下げ

東京都では、中小企業等で働く方の生活の安定を図るため、年末から年度末にかけて特別対策として「中小企業従業員融資」の融資利率の引き下げを行います。

- 1 実施期間** 令和7年12月1日(月)から令和8年3月31日(火)まで
 ※ 上記期間内に申込みを受け付けた分を対象とします。
 (団体融資は令和8年1月31日(土)まで)

- 2 実施内容** 融資利率を引き下げます。

◆個人融資（「さわやか」「まなび」）	
◆団体融資	1.8% → 1.6%
◆家内労働者融資	
◆子育て・介護支援融資（「すくすく・ささえ」）	1.5% → 1.3%

- 3 申込みに関する問合せ**

- ・中央労働金庫 電話：**0120-86-6956**
- ・（一社）東京都信用組合協会（子育て・介護支援融資のみ）電話：**03-3567-6211**

- 4 その他**

詳細は中小企業従業員融資ホームページ<TOKYOはたらくネット>をご覧ください。
<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/fukuri/yushi/index.html>



◆東京都中小企業従業員融資（特別対策）の概要◆

	個人融資「さわやか」	個人融資「まなび」	子育て・介護支援融資 「すくすく・ささえ」	家内労働者融資
ご利用いただける方	中小企業で働く従業員	中小企業で働く従業員	下記のいずれかにあてはまる 中小企業従業員 ・育児・介護休業を取得中の方 ・妊娠から子育て期間中の方 （子育て期間：子が満20歳に達した 日以後の最初の3月31日まで） ・要介護・要支援認定を受けた 三親等以内の親族のいる方	専門的な家内労働者
※お申込には条件がございますので、事前に申込窓口までお問い合わせください。				
資金使途	生活資金	ご本人及び扶養親族の 教育・リスクリング費用	育児・介護休業中の生活費 又は子育て・介護に必要な費用	一般生活資金、 作業場の改善等の資金
融資限度額	70万円 （ただし、医療費、冠婚葬祭 費、住宅の増改築費にご利用の場合 は100万円）	120万円	100万円	・一般生活資金 70万円 （ただし、医療費、教育費、冠婚葬祭 費、住宅の増改築費にご利用の場合 は100万円） ・作業場の改善等の資金 130万円
引き下げ後 融資利率	1.6%	1.6%	1.3%	1.6%
返済期間・ 返済方法	3年以内 （融資額が70万円を超える場合 は5年以内） 元利均等月賦返済	3年以内 （融資額が70万円を超える場合 は5年以内） 元利均等月賦返済	据置期間経過後5年以内 （据置期間：育児休業は子が1歳6か 月に達するまで、介護休業は12か月 を限度） 元利均等月賦返済	5年以内（一部6か月の据置期間有） 元利均等月賦返済
保証	（一社）日本労働者信用基金協会による保証			（一社）日本労働者信用基金協会による保証ほか

※団体融資とは

労働組合等の団体に対し、団体の構成員（中小企業労働者）が年末時に必要とする季節的な資金を融資する制度です。

- ・融資対象者・・・中小企業労働者で組織された労働組合等
- ・資金使途・・・臨時手当の遅欠配による生活資金など
- ・融資限度額・・・団体構成員一人につき70万円 かつ 一団体5,000万円
- ・返済期間・・・120日以内の一括返済
- ・利率・・・年1.6%（引き下げ後）
- ・申込受付期間・・・令和8年1月31日(土)まで